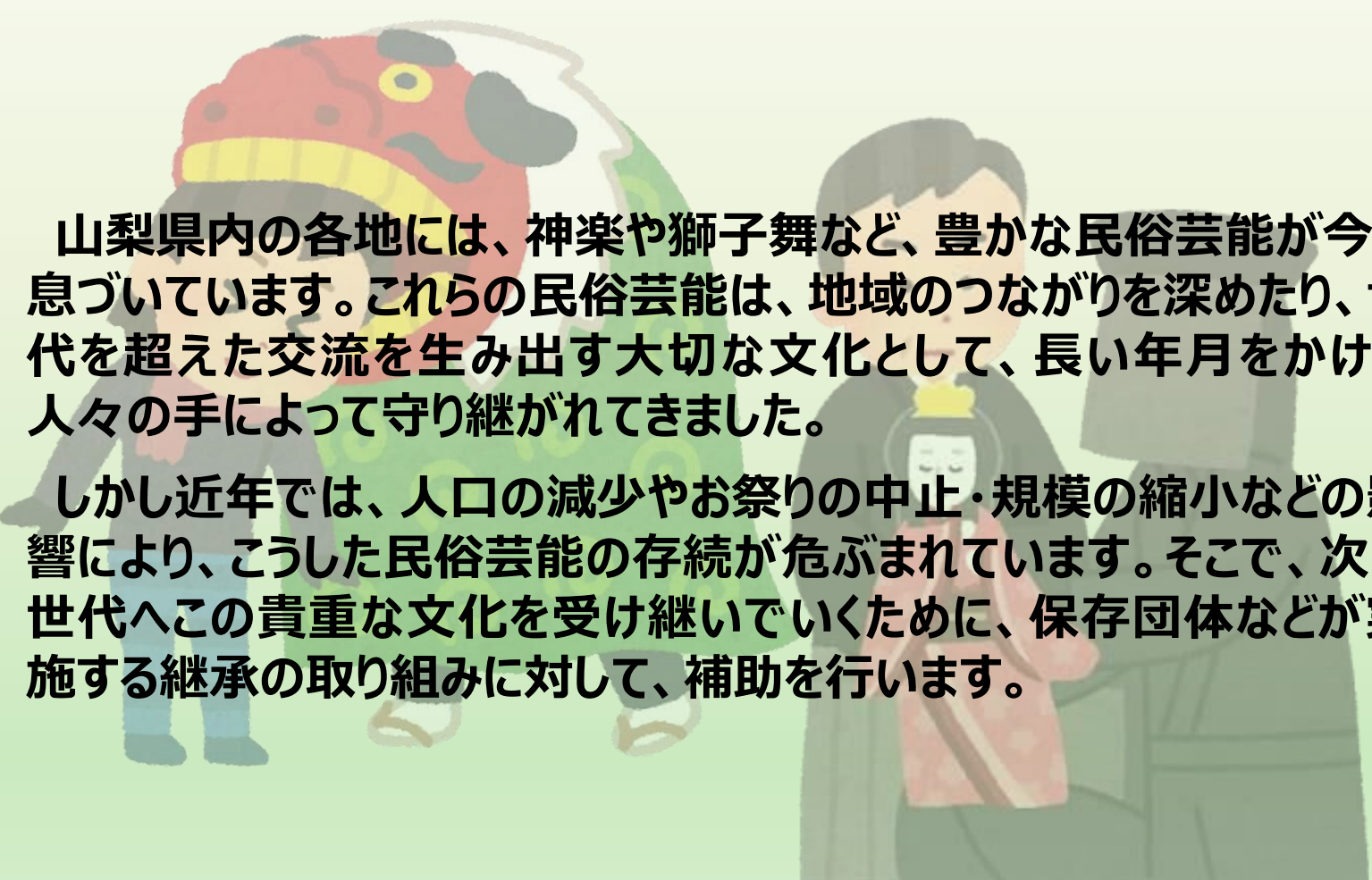


民俗芸能の継承を支援します

- 山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金 -



山梨県内の各地には、神楽や獅子舞など、豊かな民俗芸能が今も息づいています。これらの民俗芸能は、地域のつながりを深めたり、世代を超えた交流を生み出す大切な文化として、長い年月をかけて人々の手によって守り継がれてきました。

しかし近年では、人口の減少やお祭りの中止・規模の縮小などの影響により、こうした民俗芸能の存続が危ぶまれています。そこで、次の世代へこの貴重な文化を受け継いでいくために、保存団体などが実施する継承の取り組みに対して、補助を行います。

補助対象事業

- 用具の補修や更新
- 民俗芸能を披露するイベントの開催
- 記録映像などの作成
- チラシ・ポスター作成などの情報発信

補助上限額

50万円
(補助率:10/10)

受付期間

令和7年10月30日(木)
～ 令和7年11月21日(金)

補助事業の概要は裏面をご覧ください。

山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金 応募詳細

● 補助対象者

- ・ 民俗芸能の保存に取り組む団体
- ・ 民俗芸能を披露することを目的としたイベントを開催する個人・団体

● 補助対象事業

民俗芸能の保存・継承を目的とした以下の取組が補助の対象となります。

① 用具や衣装等の補修・更新・新調に要する経費

民俗芸能で使用する用具・衣装が対象です。ただし、対象となる用具・衣装は古くから継承されてきたものに限ることとし、もともと継承されていない新たな用具や衣装、民俗芸能の実施に直接関係のないものは除きます。

② 記録作成に要する経費

民俗芸能の継承に用いるための記録映像や冊子の作成や、既存の映像のデジタル化が対象となります。

③ 披露イベント開催に要する経費

広く住民や観光客などを対象に民俗芸能を披露するイベント開催のための会場使用料や機材のレンタル、会場説明や運営の委託料、スタッフ人件費、参加者の保険料などが対象となります。ただし、従来から当該民俗芸能の披露を行っている祭典等の開催経費は除きます。

④ 情報発信に要する経費

民俗芸能のPRのためのポスター、チラシの作成、映像配信などが対象となります。

● 補助上限額及び補助率

上限額：**50**万円 補助率：**10/10**

● 補助対象期間

補助金交付決定の日 ～ 令和**8**年**3**月**31**日（火）

申請期限は令和**7**年**11**月**21**日（必着）までとなりますのでご注意ください

申請書の提出は民俗芸能の所在する市町村教育委員会へお願いします。

詳しい申請条件は、HPから募集要項をご覧ください。

https://www.yamanashi.jp/bunka/bunkazaihogo/mukei_minzoku_hojo.html



お問い合わせ

山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL:055-223-1792（受付時間 平日 8:30～17:15）

FAX:055-223-1793 mail: bunka@pref.yamanashi.lg.jp